

平成23年1月12日

電波法施行規則、特定無線局の開設の根本的基準、無線局免許手続規則、
無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等
に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成23年1月12日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(藤波課長補佐、松田専門職)

電話：03-5253-5909

電波法施行規則、特定無線局の開設の根本的基準、無線局免許手続規則、
無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
の各一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）による以下の電波法の改正（法公布後 3 月以内施行）に伴い、関係省令の一部改正を行うものである。

(1) 携帯電話等基地局等の免許の包括化

屋内等に設置される小規模な携帯電話等の基地局（フェムトセル基地局等）について、包括免許を受けた場合には基地局毎の個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。

(2) 廃止した無線局による電波発射の防止

無線局の免許等が効力を失ったときは、免許人等であった者は、空中線（アンテナ）の撤去その他の電波の誤発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。

2 省令改正概要

(1) 携帯電話等基地局の免許の包括化

ア) 電波法施行規則

- ・ 包括免許の対象となる無線局及びその無線設備の規格を定める。
- ・ 包括免許の対象となる個々の基地局を開設（変更・廃止）した際の届出期間を 15 日以内と定める。

イ) 無線設備規則

- ・ 包括免許の対象となる無線局の無線設備の技術基準を定める。

ウ) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ・ 包括免許の対象となる無線局等の無線設備を技術基準適合証明対象である特定無線設備に追加する。

エ) 特定無線局の開設の根本的基準

- ・ 包括免許の申請に係る審査事項の 1 つとなっている特定無線局の開設の根本的基準を改正する。

オ) 免許手続規則

- ・ 開設（変更・廃止）届出の届出事項を定める。

(2) 廃止した無線局による電波発射の防止

- ・ 無線局の特徴に応じて、電波の誤発射を防止するために講ずべき措置を定める。

(3) その他規定の整備

3 施行時期

放送法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 項に掲げる規定の施行の日（公布後 3 月以内）

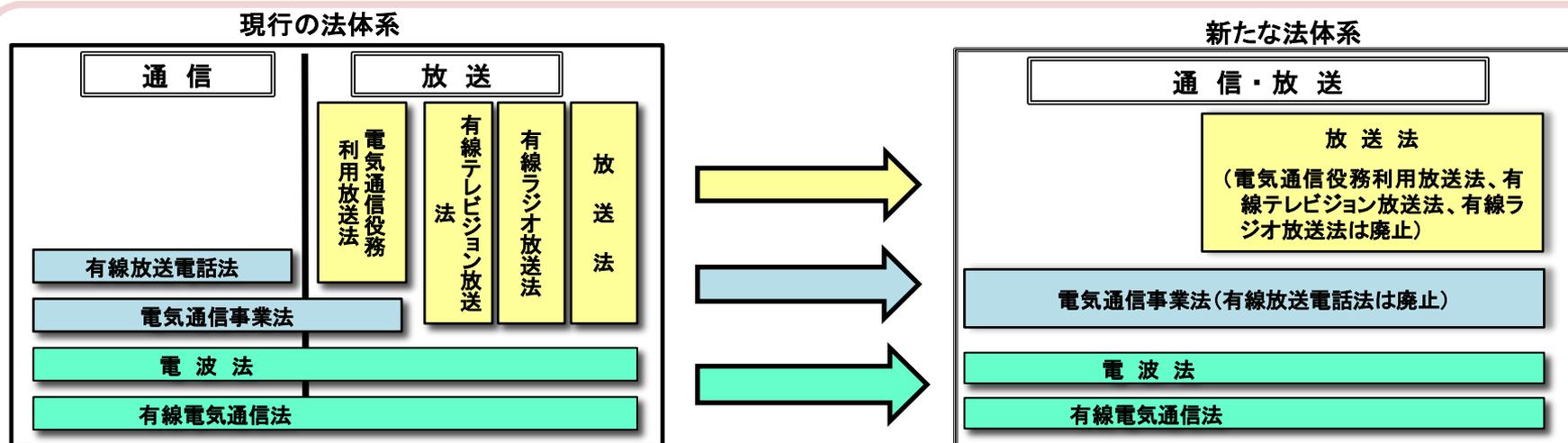
放送法等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を行う。

改正内容

1. **通信・放送法体系の見直し**: 放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



2. 主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法改正関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

電波法改正について

【改正の背景】

○通信・放送の融合・連携の進展

○新分野における電波利用

家電、交通、医療等様々な分野において、電波の利用により新たな製品・サービスが登場



電波利用の促進により、新たな通信・放送融合・連携サービスの登場や経済活性化が期待

- 国民の利便性向上
- 電波を利用した新産業の創出

【改正事項】

1 電波をより自由に利用できる環境の整備

(1) 電波利用の柔軟化

- ・通信、放送両用無線局の導入 [9月]
- ・無線局の目的の変更制度の導入 [9月]

(2) 民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進

- ・免許不要局の範囲の拡大(空中線電力の上限の見直し) [3月]
- ・技術基準策定の申出制度の導入 [3月]
- ・電波監理審議会による意見聴取の任意化 [公布日]

(3) 規制の合理化

- ・携帯電話等基地局の免許の包括化 [3月]
- ・無線局の定期検査制度の見直し [9月]
- ・無線局に係る外資規制の見直し [3月]
- ・無線検査簿の備付け義務の廃止 [3月]

2 電波を安心して利用できる環境の整備

- ・技術基準適合命令制度の導入 [3月]
- ・廃止した無線局による電波発射の防止 [3月]
- ・技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度 [3月]

※ [] 内は施行時期

([公布日]: 公布日施行、[3月]: 公布後3月以内施行、[9月]: 公布後9月以内施行)

公布後3月以内に施行される事項

事項	改正が必要な省令
・ <u>携帯電話等基地局の免許の包括化</u>	電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、特定無線局の開設の根本的基準
・ <u>廃止した無線局による電波発射の防止</u>	電波法施行規則
・技術基準策定申出制度の導入	電波法施行規則
・技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度	電波法証明規則
・無線検査簿の備付け義務の廃止	電波法施行規則
・技術基準適合命令制度の導入	電波法施行規則
・免許不要局の範囲の拡大	(今後システム毎に検討し必要に応じ設備規則を改正)
・無線局に係る外資規制の見直し	-

※下線は電波監理審議会への諮問事項

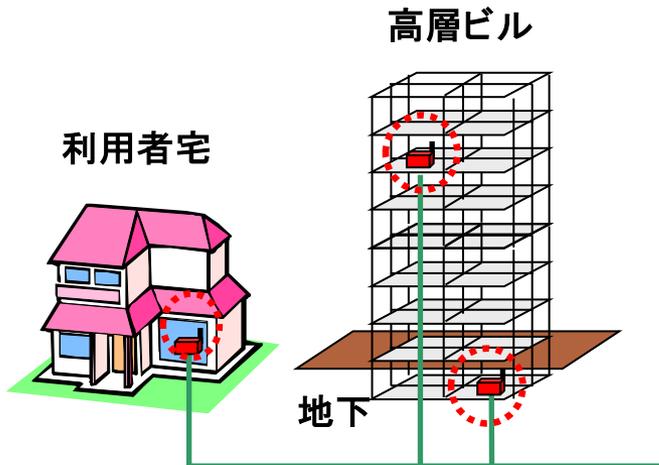
携帯電話等基地局の免許の包括化

- 携帯電話等については、屋内向けの小規模な基地局の提供が進められている。改正前の電波法においては、これらの小規模な基地局についても、個別に免許を受けることとされているため、開設までに期間を要し、事業者・利用者ともに不利益を被るおそれがある。



- このため、携帯電話等の基地局のうち、屋内に設置される小規模局について、包括免許を受けた場合には基地局毎の個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする（新電波法第27条の2～第27条の10）。

➡ 迅速かつ機動的に基地局を開設し、サービスを提供することが可能に



小規模基地局

<個別免許の場合>
免許審査に1～2週間
(フェムトセル基地局の場合)



<包括免許の場合>
事後届出で可

小規模基地局の例

- ①フェムトセル基地局※
※ 新サービス導入のため、
2012年度末で100万局の
開設を見込む事業者がある



- ②その他の屋内基地局



↑
子局装置

携帯電話等基地局の免許の包括化（省令案の概要）

電波法

○特定無線局の免許の特例

（法第27条の2）

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して**総務省令で定める無線局**（適合表示無線設備のみを使用するもの）であって、**総務省令で定める無線設備の規格**等を同じくするものについては、包括免許を申請することができる。

○無線設備の技術基準（法第38条）

無線設備は、**総務省令で定める技術基準**に適合するものでなければならない。

○特定無線設備（第38条の2の2）

小規模な無線局に使用するための無線設備であって**総務省令で定めるもの**（「特定無線設備」）が技術基準適合証明の対象となる。

○特定無線局の開設の根本的基準（第27条の4）

根本的基準は包括免許の審査事項の1つ

○特定無線局の開設の届出

（法第27条の6）

包括免許の対象となる個々の基地局を開設したときは、基地局ごとに、**15日以内で総務省令で定める期間内**に、**総務省令で定める事項**を届け出る。変更・廃止の場合も同様。

省令案概要

○包括免許の対象は、携帯電話やBWA（WiMAX・XGP）のフェムトセル基地局等の屋内用小規模基地局

（施則第15条の2、第15条の3）

○包括免許の対象とする基地局の最大空中線電力は、携帯電話は100mW、BWA（WiMAX・XGP）は200mWに設定（設備規則）

○3G、LTE及びBWAのフェムトセル基地局等の屋内用小規模基地局を特定無線設備へ追加（証明規則第2条）

※3Gのフェムトセル基地局については、現行において特定無線設備の対象となっている

○認定計画に係る特定基地局を開設する場合は、開設指針の規定に基づくものであることを基準として追加

（根本的基準第2条）

○届出期間は、15日以内とし、下記の事項を届けさせる（施則第15条の4、免許規則第24条の2）

（開設の場合）

- 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 包括免許の番号 ●開設日 ●無線設備の設置場所
- 適合表示無線設備の番号 ●無線設備の製造番号

廃止した無線局による電波発射の防止

電波法

○電波の発射の防止(法第78条)
無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

<参考>旧条文

無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならない。

省令案概要

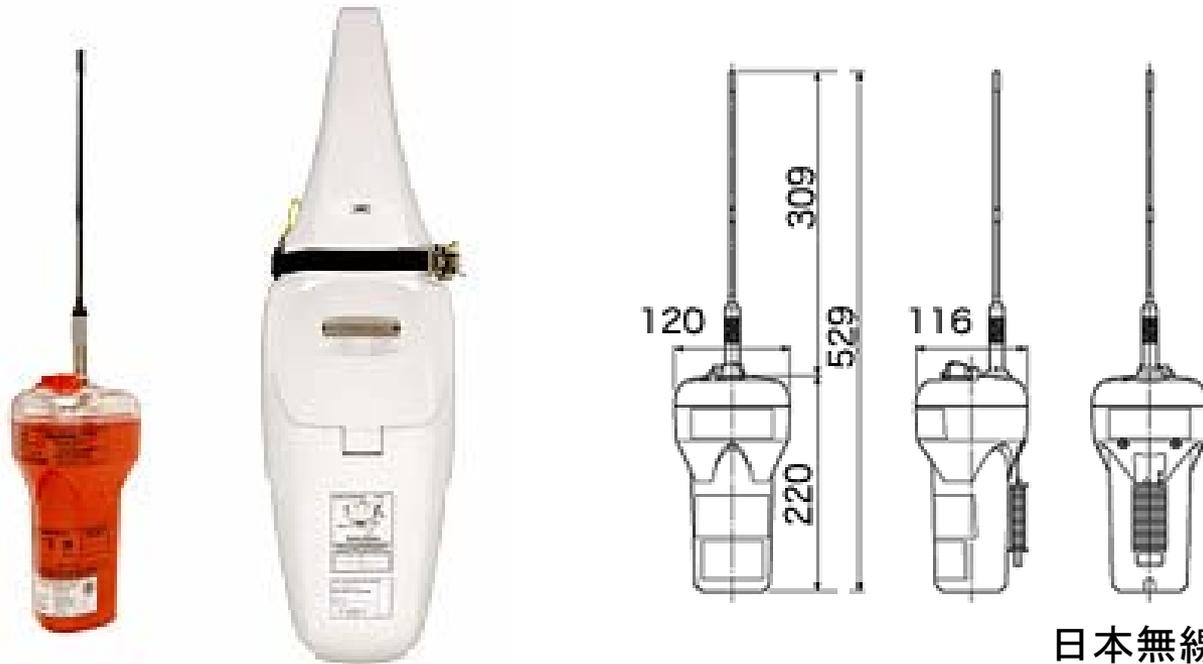
それぞれの無線設備の特徴に応じて、不要な電波の発射を防止するための措置を電波法施行規則に定める。
(電波法施行規則第42条の2)

無線設備	必要な措置
船舶・航空機用遭難信号を自動的に送信する無線設備	電池を取り外すこと。
放送局又は固定局の無線設備	空中線を撤去すること(空中線を撤去することが困難な場合にあつては、送信機、給電線又は電源設備を撤去すること)。
人工衛星局その他の宇宙局の無線設備	当該無線設備に対する遠隔指令の送信ができないよう措置を講じること。
特定無線局(携帯電話端末等)の無線設備	空中線を撤去すること又は当該特定無線局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線若しくは変調部を撤去すること。
その他の無線設備	空中線を撤去すること。

遭難信号を自動的に送信する無線局の例

衛星EPIRB

Satellite Emergency Position-Indicating Radio Beacon
衛星非常用位置指示無線標識



本体寸法	高さ529mm × 幅120mm × 奥行116mm
本体重量	約1.3kg
自動離脱装置寸法	高さ585mm × 幅175mm × 奥行165mm
自動離脱装置質量	約2.4kg